

経営 ViewPoint

相談

2017. 12. 1

相続税計算の仕組み

坂本和則 相談部 東京相談室

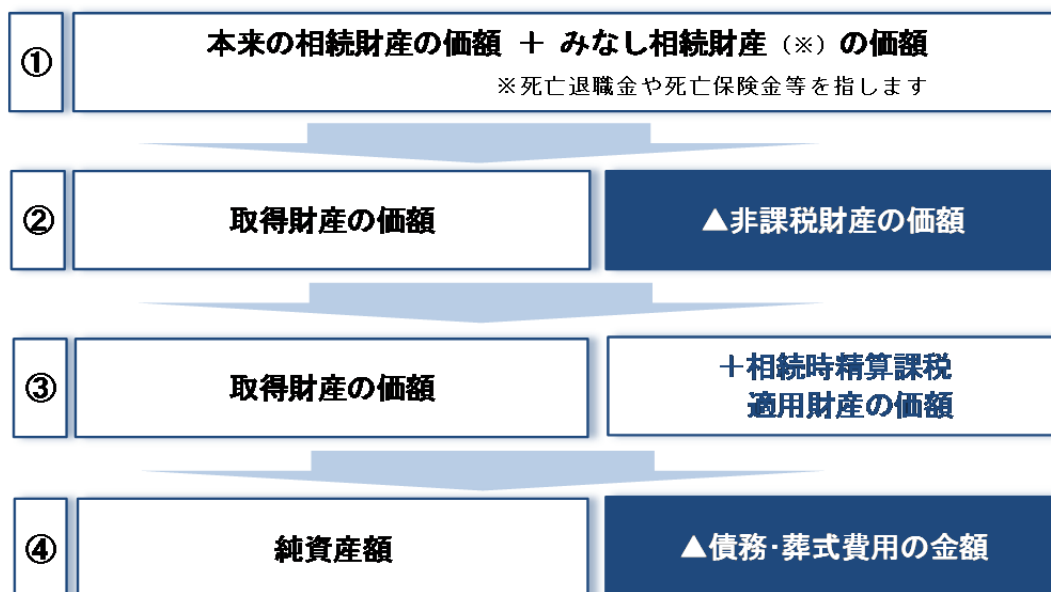
執行正浩 相談部 大阪相談室

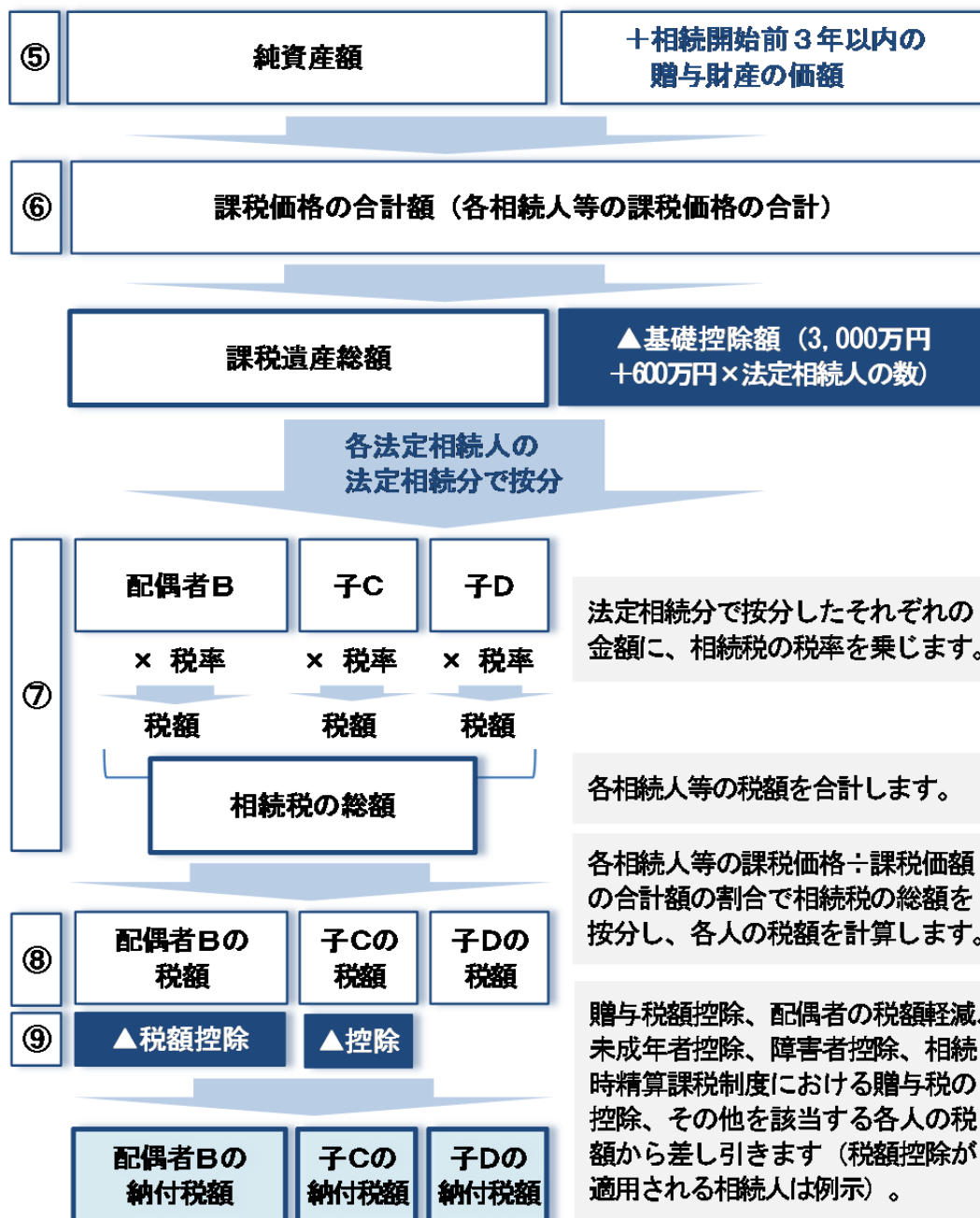
相続税額の計算は、単純に相続財産額に税率を掛ければよいわけではありません。まず、みなし相続財産も含めた相続財産の価額について、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加えたり、非課税財産の価額や債務・葬式費用の金額を控除することなどにより計算した課税価格の合計額から、基礎控除額を控除し、課税遺産総額を算出します。さらに、この課税遺産総額について、各相続人等の法定相続分に応じて按分した金額に税率を適用することにより算出した税額を合計し、相続税の総額を算出します。そのうえで、相続税の総額を、課税価格の合計額に対する各相続人等の課税価格の割合により按分し、最後に一定の控除などをして各相続人等が納付すべき相続税額を算出します。今回は、この相続税を計算する仕組みについて、計算例を示して解説します。

※本文は、相続人を被相続人の配偶者および子2人であるものとして解説しています。

1. 相続税計算の仕組み

下図では、①～⑥の流れに沿って「課税遺産総額」を算出し、⑦～⑨で各相続人等の納付税額を算出します。





注：相続人等が配偶者または1親等血族（父母または子。子には代襲相続人、養子を含む、ただし、代襲相続人でない孫養子は除きます）でない者である場合は、税額にその20%を加算します。

2. 事例による税額計算

■ 事例

サラリーマンであるAさんは、平成29年3月31日に亡くなりました。Aさんの相続人は、配偶者であるBさんと、実子である長女Cさん、長男Dさんの3人です。相続財産の分け方について、各相続人が話し合い、それぞれが取得した財産は次ページ表のとおりです。

(万円)

	Bさん	Cさん	Dさん	計
相続財産の価額	2,600	1,000	1,300	4,900
死亡保険金の金額	2,000	—	—	2,000
死亡退職金の金額	1,500	—	—	1,500
債務・葬式費用の金額	▲100	—	—	▲100
暦年課税分贈与財産の価額	—	300 (注)	—	300
計	6,000	1,300	1,300	8,600

注：平成27年11月にAさんからCさんに300万円の金銭贈与があり、Cさんは19万円の贈与税を納付済み。

■ 税額計算

前項で示した図①～⑥に沿って課税遺産総額を計算し、そのうえで⑦～⑨により各相続人等の納税額を算出します。

① 本来の相続財産の価額：4,900万円 + みなし相続財産の価額（非課税限度額控除前）：3,500万円

みなし相続財産 = [死亡保険金] 2,000万円 + [死亡退職金] 1,500万円

② 取得財産の価額：5,400万円 ▲死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額：3,000万円

相続税の計算上、死亡保険金や死亡退職金等は、みなし相続財産となり、非課税限度額（500万円×法定相続人の数）を差し引いて、本来の相続財産の価額に加え取得財産の価額とします。

{死亡保険金 2,000万円 - (死亡保険金の非課税限度額 500万円×法定相続人 3人)} + {死亡退職金 1,500万円 - (死亡退職金の非課税限度額 500万円×3人)} = 500万円

本来の相続財産の価額 4,900万円 + 500万円 = 5,400万円

③ 取得財産の価額：5,400万円 + 相続時精算課税適用財産の価額：0円

本事例では、相続時精算課税適用財産の価額は0円となります。

④ 純資産価額：5,300万円 ▲債務・葬式費用の金額：100万円

⑤ 純資産価額：5,300万円 + 相続開始前3年以内の贈与財産の価額：300万円

課税価格の合計額（各相続人等の課税価格の合計額）：5,600万円

各相続人等の課税価格を計算すると以下のとおりとなります。

- ・配偶者Bさんの課税価格：2,600万円＋みなし相続財産の価額500万円－債務・葬式費用の金額100万円＝3,000万円
- ・長女Cさんの課税価格：1,000万円＋贈与財産の価額300万円＝1,300万円
- ・長男Dさんの課税価格：1,300万円

■課税価格の各人内訳

(万円)

	Bさん	Cさん	Dさん	計
相続財産の価額	2,600	1,000	1,300	4,900
死亡保険金の金額(非課税限度額控除後)	500			500
死亡退職金の金額(非課税限度額控除後)	0			0
債務・葬式費用の金額	▲100			▲100
暦年課税分贈与財産の価額		300		300
計	3,000	1,300	1,300	5,600

⑥ 課税価格の合計額：5,600万円

▲基礎控除額：
3,000万円＋600万円×法定相続人の数 3＝4,800万円

課税遺産総額：800万円

各相続人等の法定相続分に応じる取得金額を計算すると以下のとおりとなります。

- ・配偶者Bさん：800万円×1/2＝400万円
- ・長女Cさん：800万円×1/4＝200万円
- ・長男Dさん：800万円×1/4＝200万円

⑦ 相続税の総額：80万円

上記⑥の取得金額について、各相続人等の相続税額を計算すると、以下のとおりとなり、各人の税額を合計した金額が相続税の総額となります。

- ・配偶者Bさん：400万円×10%＝40万円
- ・長女Cさん：200万円×10%＝20万円
- ・長男Dさん：200万円×10%＝20万円

■相続税額速算表 (A × B - C = 税額)

法定相続分に応じる取得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
1,000 万円以下	10%	
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

注:平成 27 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈により取得した財産に係る相続税について適用。

⑧ 各相続人等の税額

上記、課税価格の合計額 5,600 万円に占める各相続人等の課税価格の割合により、⑦で算出した相続税の総額 80 万円を按分した金額が、各相続人等の税額となります。

- ・配偶者 B さん : $80 \text{ 万円} \times 3,000 \text{ 万円} \div 5,600 \text{ 万円} = 428,571 \text{ 円}$
- ・長女 C さん : $80 \text{ 万円} \times 1,300 \text{ 万円} \div 5,600 \text{ 万円} = 185,714 \text{ 円}$
- ・長男 D さん : $80 \text{ 万円} \times 1,300 \text{ 万円} \div 5,600 \text{ 万円} = 185,714 \text{ 円}$

注:「各相続人等の課税価格」の「課税価格の合計額」のうちに占める割合について、小数点以下 2 位未満の端数がある場合は、その財産を取得した各相続人等が選択した方法により、各相続人等の割合の合計値が 1 となるように端数を調整し、各相続人等の相続税額を計算することが認められています。本事例では、端数調整をしないものとして計算しています。

⑨ ▲税額控除

上記⑧の各相続人等の税額から、税額控除を行います。

- ・配偶者の税額軽減
 - (1) B さんの法定相続分相当額 $5,600 \text{ 万円} \times 1/2 = 2,800 \text{ 万円} < \text{配偶者控除 } 16,000 \text{ 万円}$
 - (2) 上記 (1) $> \text{B さんの課税価格 } 3,000 \text{ 万円}$
 - (3) 相続税の総額に、上記 (2) の金額が課税価格の合計額 5,600 万円に占める割合を乗じて算出した金額相当額 428,571 円が税額軽減されます。
- ・長女 C さんは、平成 27 年 11 月に A さんから 300 万円の金銭贈与があった際に 19 万円の贈与税を納付していることから、⑧で算出した税額 185,714 円から、贈与税額を控除できます。

各相続人等の納付税額（100円未満切り捨て）

- ・配偶者Bさん：上記⑨のとおり、配偶者の税額軽減により、納税額は0円となります。
- ・長女Cさん：上記⑨のとおり、納付した贈与税額の方が大きいため、納税額は0円となります。
（納付した贈与税額のほうが大きくても、納税済みの暦年贈与税の差額について還付はありません）
- ・長男Dさん：納税額は185,700円となります。

内容は2017年8月25日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>